

新総合計画特別委員会

第12回

平成21年7月7日(火)

原原案に対する意見のとりまとめ

総合計画 原原案に対する議論のまとめ

1	序論	1
2	基本構想	1
3	基本計画(総論)	1
4	基本計画(各論)	2
	(1)安全に暮らせるまち	2
	(2)健康でやすらぐまち	3
	(3)活力あふれるまち	3
	(4)自然と共生するまち	4
	(5)快適で住みよいまち	4
	(6)生涯にわたる学びのまち	5
	(7)思いやりとふれあいのまち	6
	(8)自立と協働のまち	7
5	全般	7
	注釈	8
	(参考)新総合計画特別委員会(第7回~第11回)原原案に対する意見一覧	11

総合計画 原原案に対する議論のまとめ

1 序論

五期総における取り組みを総括するとともに、少子・高齢化、国際化や経済のグローバル化^(1)、さらには地方分権型社会の到来などの時代の潮流を踏まえ、地域の現状や課題、特性を的確に捉える必要がある。

五期総の10年間で生じてきた経済の仕組みの変化や貧困、格差などの市民生活の変化と実態の把握、またその要因分析を行う中で現れてくる課題を踏まえて計画の策定にあたる必要がある。

まちづくり基本条例の趣旨に基づき、市民との情報の共有など、真に市民主体、市民参加が促進される視点に立つ必要がある。

総合計画全体を通じた取り組み姿勢が全体像としてイメージできるように、表現する必要がある。

2 基本構想

目指す都市像は、市民にわかりやすく伝わり、発信力のある表現とする必要がある。

地方分権時代に対応し、地域が主体性を発揮して自主・自立のまちづくりをすすめる必要がある。

これまでのまちづくりの歴史や蓄積の上に立って、十勝圏全体の発展に貢献するまちづくりをすすめる必要がある。

3 基本計画（総論）

人口減少等の要因分析を踏まえ、人口対策の視点から、各施策を推進する必要がある。

ある。

取り組みの成果を踏まえながら、総合的に人口対策の取り組みをすすめる必要がある。

農村地域の活性化をはかるため、農村の魅力を活かした住環境の整備や既存施設の活用などにより、定住を促進する必要がある。

各施策の取り組みを適切に反映する成果指標を設定する必要がある。

実感度調査を工夫し、市民意向を適切に評価に活用する必要がある。

総合計画と分野計画との関わりを示す必要がある。

4 基本計画（各論）

（１）安全に暮らせるまち

町内会や企業による地域の自主防災活動を促進するため、防災士の育成や情報提供、活動支援など、行政との連携による取り組みをすすめる必要がある。

厳寒期の避難所体制や救急体制など、地域の特性に応じた安全安心対策をはかる必要がある。

民間住宅の耐震化、橋りょうなどの長寿命化、さらには消防車両の更新など、地震、水害などの災害に対する具体的な備えをするとともに、耐用年数、更新時を迎えている公共社会基盤全体の長寿命化計画を促進する必要がある。

安全安心対策の推進にあたっては、災害弱者に視点を当て、小中学校における防災教育や通学路などでの子どもの交通安全対策、要援護者への住宅用火災警報器の設置促進などの取り組みをすすめる必要がある。

救急体制の充実をはかるため、応急手当に関する知識・技術の普及や救急隊員の技術の向上、医療機関との連携などをすすめる必要がある。

災害時における安全と秩序の維持や防犯、交通安全、消費生活などにおいて、警察等の関係機関と連携した取り組みをすすめる必要がある。

(2) 健康でやすらぐまち

感染症に対する適切な情報提供や迅速に対応できる体制づくりが必要である。

市民が安心して暮らせる、セーフティネット⁽²⁾としての社会保障機能を重視するとともに、共に支え合うという視点を大切にすべきである。

子育て支援の充実など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに取り組む必要がある。

子どもが健やかに成長し、幸福に生きることができる施策を推進する必要がある。

子育てや高齢者福祉などの観点から、多世代居住の促進を検討する必要がある。

保健・福祉・医療が連携し、総合的な視点に立って施策の推進をはかる必要がある。

(3) 活力あふれるまち

食料自給率の向上に貢献するため、担い手の育成や安全安心、地産地消など具体的な取り組みを展開する必要がある。

かんがい排水事業等の農業基盤整備を着実にすすめる必要がある。

ハサップ(HACCP)⁽³⁾、クリーン農業、トレーサビリティ⁽⁴⁾など、農業分野における具体的な取り組みを一層すすめる必要がある。

太陽光やバイオマス⁽⁵⁾資源、小麦などの農産物を活用した地域産業の振興をはかる必要がある。

建設業を中心に、社会経済状況の変化を踏まえ、産業構造の転換を促進する必要がある。

高齢者や女性の就業促進、非正規雇用対策に取り組む必要がある。

環境などの新産業分野や介護・福祉・医療分野などにおける人材育成、雇用環境づくりをすすめる必要がある。

地域の資源、特性を活かした産業振興、地場産業の育成、新産業の創出さらにはまちの活力へと結びつける取り組みが重要である。

一次産業に立脚した滞在型・体験型観光など、地域の特色を生かした観光振興をはかる必要がある。

(4) 自然と共生するまち

温暖化対策をすすめるため、キャスビー(CASBEE)⁽⁶⁾、ゼロエネルギー住宅⁽⁷⁾などの取り組みについて検討する必要がある。

公共事業等における環境保全に取り組むとともに、広く市民に周知する必要がある。

帯広の森づくりなどこれまでの蓄積を生かした環境保全の取り組みや地域エネルギーの地産地消の取り組みをすすめる必要がある。

市民の環境に対する関心を高め、大量廃棄型の市民生活の転換を促進する必要がある。

公園の安全対策や市民が水と親しめる河川整備をすすめる必要がある。

水の安全安心に関する国際協力などをすすめる必要がある。

総合計画において、環境問題を重視する姿勢を示す必要がある。

(5) 快適で住みよいまち

人口対策の視点から、対象とする世帯を想定した定住促進等に取り組む必要がある。

未利用地の利用にあたっては、市の施策に沿った取り組みを支援する必要がある。

住まいへの多様なニーズに対応するため、コレクティブハウジング^(8)など、民間による新たな共同住宅建設への取り組みなどを支援する必要がある。

生活利便施設の地域配置に配慮しながら、計画的な市街地の形成をはかる必要がある。

市民と行政が連携して、本市の特色を活かした魅力ある景観づくりをすすめる必要がある。

合葬墓など、市民ニーズに対応した墓地の整備をすすめる必要がある。

都市計画道路の見直しとともに、整備の推進をはかる必要がある。

特殊舗装道路や歩道の計画的な補修を行うとともに、冬期間の道路の適切な維持管理をはかる必要がある。

十勝・帯広の陸海空の交通網、交通戦略について、長期的、広域的、さらには総合的な視点で整備を促進する必要がある。

民間事業者との連携やモビリティマネジメント^(9)の取り組みにより、路線バスなど公共交通の利用増をはかる必要がある。

情報通信基盤の整備促進など地域情報化を推進するとともに、高齢者や障害者などの情報弱者への情報提供、地域による格差是正への対応が必要である。

(6) 生涯にわたる学びのまち

教育用コンピュータの整備や学校図書館の機能充実をはかるとともに、子どもたちがまちづくりについて考える機会を充実する必要がある。

人間性豊かな教師の育成や意識の向上など、教師の指導力の向上をはかる必要がある。

国の有利な制度を活用した校舎・体育館の整備、環境や防災面に配慮しながら、

計画的に設備の改修をすすめる必要がある。

学校教育と家庭教育や地域との連携の重要性を強調する必要がある。

高校への進学機会を確保するため、私立高校や帯広南商業高校を含めた対応を検討する必要がある。

新たな大学については、地域の特性や優位性を活かした多様なあり方を検討するなど、幅広く取り組みをすすめる必要がある。

市民の芸術・文化活動を促進するため、市のホームページの活用などにより地元作家の作品が鑑賞できる機会を拡大する必要がある。

多くの子どもたちがスポーツに親しみを持って楽しめる機会をつくるとともに、市民が手軽に取り組める新しいスポーツを開発するなど、スポーツ人口の裾野を広げる取り組みが必要である。

(7) 思いやりとふれあいのまち

平和に対する自治体の意志を発信するとともに、子どもたちに平和の重要性を伝えることが必要である。

男女共同参画を推進するため、各施策において横断的な取り組みをすすめる必要がある。

民間借家におけるユニバーサルデザイン⁽¹⁰⁾化の普及促進や、ハードはもとより、心のユニバーサルデザインについても取り組む必要がある。

地域が課題解決に向けて主体的に取り組む仕組みづくりを促進していく必要がある。

アイヌの人たちの誇りの尊重について、国の政策や北海道の取組みを踏まえ、施策を推し進めていく必要がある。

(8) 自立と協働のまち

市職員やOBなどが能力や経験を活かして、協働の受け皿となる市民の組織づくりを促進する必要がある。

市民協働をすすめるため、正確で市民に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、ホームページ以外の手法も充実する必要がある。

自治体財政の現状を市民に分かりやすく正確に伝える必要がある。

民間活力を積極的に活用するなど、不断に行財政改革に取り組む必要がある。

管内町村と連携して広域行政に取り組むなど、十勝が一体となった地域づくりをすすめる必要がある。

子供の権利の尊重、地球環境保全、景観の形成、男女共同参画など、条例の制定・活用により、総合計画の効果的な推進や行政事務における法務部門の充実をはかる必要がある。

5 全般

市民に見やすく、わかりやすい計画書となるよう構成や表現などの工夫をする必要がある。

推進計画の策定にあたっては、財政見通しを踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、事業の効果等を見極めながら柔軟に対応する必要がある。

【 注 釈 】

1 グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

2 セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証などがある。

3 ハサップ(HACCP)

危害分析重要管理点。NASA(アメリカ航空宇宙局)が宇宙食の衛生管理のために考案した手法で、食品工業やレストランの衛生管理に活用されている。

4 トレーサビリティ

食品の生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認できるようにすること。生産履歴管理システム。

5 バイオマス

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体。生物資源。

6 キャスビー(CASBEE)

建築環境総合性能評価システム。2001年に国土交通省が主導し、(財)建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会によって開発されたシステム。

7 ゼロエネルギー住宅

日中、太陽光発電によって作り出す電気のうち、余剰分を電力会社に売り、夜間や雨の日など発電できない時には不足分を電力会社から買うことで、電気を金銭に換算し、住宅にかかる電気代をトータルでゼロにする考え方。

また、太陽・大気・大地の3つの自然エネルギーを組み合わせた環境低負荷型のローエネルギーハウスの研究が進められている。

8 コレクティブハウジング

北欧で発祥した居住スタイル。今後の少子高齢化社会や男女共同参画社会に対

応するため、個々の住戸のプライバシーを確保しつつ、台所や食堂、洗濯室等の共用部分を設け、食事の用意などの家事を共同で行う住まい方のこと。長所として、家事の軽減、鍵っ子の解消、高齢者の安否確認や孤独感の解消などがある。

9 モビリティマネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組み。

10 ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

項目	意見・方向性
●序論	
計画の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権においては、市政の執行や評価の過程での住民参加と、執行段階での職員参加が必要である。 ・総合計画の推進や住民訴訟に対応するためには、条例など法務部門の充実や職員の資質向上が必要である。 ・序論は、抽象的表現でなく、十勝ブランドデザインなど事実としてあるものを示し、構想を描く必要がある。 ・時代が変化する中であっても、攻めの都市経営を行うべき。地域の実情を踏まえ国に要望しながら進めてほしい。 ・地方が主役の国づくりをするという強い意志を示すべき。 ・写真やイラストを多く用いるなど、市民に理解され、分かりやすい計画書にすべき。 ・国や北海道の計画との整合性を図るべき。 ・市民協働のまちづくりの指針として、市民が何をすればよいのか見えるようにする必要がある。 ・まちづくり基本条例は、今後のまちづくりの基本的考え方であることを、序論に加えるべき。 ・総合計画は誰のためにつくるのかという視点が大切。もっと長期的な視点が必要である。 ・分野別計画と総合計画と係わりがわかるように示す必要がある。 ・部門横断的な取組みの必要性和推進する手立てを強調すべき。 ・総合計画は、将来世代に向けての現役世代の責任を具体化するものであり、序論は、総合計画に求心力を持つことを訴えるものであるべき。 	
時代の潮流とまちづくりの課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・帯広市の特性や独自性を示していくべき。(例；地域防災の推進では、厳寒期の防災時対応など) ・経済発展のみをめざすものではないし、一国だけの繁栄もありえない。これからはグローバルな視点が必要となる。 ・五期総から見た課題、地域性、国際化という時代の潮流が捉えられており、課題となる視点がある程度示されている。 ・まちづくりの課題として、食料、エネルギー、貧困と格差の問題があり、これらを市民にわかりやすくアピールすべき。 ・雇用問題は非正規雇用だけでない。正規雇用であっても賃金格差・労働条件などの問題がある。 ・他の地域の影響を受けづらい、エネルギーの自立を目指すべきであり、低炭素社会の実現はその結果付いてくる。 ・地域の特性は、まちづくりに大切であり、計画全体に関わるものである。 ・北方圏の視点が入っていないが、今までのような世界との付き合い方でなく、経済的なことも含めた国際交流が必要である。 ・時代の潮流とまちづくりの課題は、課題の原因も考えるべき。 ・五期総の潮流と課題に対してどう取り組んできたのか、また、それが第六期総ではどう変わり、どう進めていくのか示すべき。 ・次期総では貧困と格差が新たな課題であるが、その要因となる社会保障の取組みの考え方の記載を充実する必要がある。 ・時代の潮流とまちづくりの基本的なベースは五期総とほとんど変わっていないが、この10年間でどのような変化があって六期総の課題となっているのかを示さなければ、今の時代の潮流、問題点が浮き彫りにならない。 	
●基本構想	
基本構想の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・五期総での実現状況を踏まえて六期総につなげることが必要であり、基本構想、基本計画とも10年間の期間は妥当である。 ・「広域的な交通ネットワークの要衝」、「都市と農村が調和する地域特性」、「十勝圏、東北北海道における拠点性」という表現は、全国のほかの都市にもあるものであり、その前提で都市形成をしようとする姿勢に疑問を感じる。 	
基本構想策定の基本的視点	
<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルなまちづくりでは、世界が変わってきているという具体的なものも示しながら、帯広市がその中でどういう位置にあるのかを示すべき。 	
まちづくりの基本方向	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加を促進するため、市民と行政の役割を各分野ごとに示すべき。 ・五期総を踏まえ、新たな施策が感じられるキャッチフレーズを入れるべき。 ・環境田園都市づくりがキーワードであると考え。 	

項目	意見・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・田園都市だけでは、どのようなまちを目指しているのか市民に伝わりづらい。市民憲章のようにメッセージ性のあるものを盛り込むべき。 ・都市像は第六期総合計画の目標や目的を市民にわかりやすく示すとともに、インパクトを与えるものでなければならない。自立の視点を示すべき。 ・現状の地方分権は国主導であり、真の地方分権を進める必要がある。 ・十勝の中心都市として、圏域全体の発展に寄与する役割を担うべきと考える。 ・都市像は、本市の歴史、産業、水、空気、緑、人情、帯広の森など将来に向かって市民が望むことを考える必要がある。 ・都市像のキャッチフレーズは、今後10年間、市民にだけでなく外に向かって訴求力を持つものとするべき。
●基本計画 第1部 総論編	
将来人口の考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> ・人口対策に対し、まず、市外居住など、市職員の自覚が必要である。また、国の機関の誘致も進める必要がある。 ・17万人以上の人口想定をすべきと主張してきたが、帯広・十勝地域が置かれた状況に危機感を持って施策を講じるべき。 ・17万人の達成のために、具体的な施策を取っていく必要がある。 ・農村資源の活用など、将来人口を達成する、きめ細かな人口対策を示すべき。 ・人口の目標を設定しても、時代の変化に臨機応変に対応すべき。 ・人口動態などの細かい分析を行い、子どもを産み、働く人の定着を図るなど、人口対策を図る必要がある。 ・章立てにおいても、人口対策に力を入れる強い意志を持ち、17万人達成に向けた政策展開を図る必要がある。 ・様々な人口対策の成果をはかる指標を持つべき。 ・将来人口の考え方については、実現に向けた努力、迫力が示されなければならない。 ・自然動態、社会動態の減少要因を分析し、それぞれに手立てを打ち、成果を評価して次の施策に反映する仕組みをつくるべき。 ・人口問題に対する施策全体に権限を持った体制を構築し推進する必要がある。 ・人口対策では子育て支援しか入っていないので、子供を産み育てという表現とすべき。 ・概ね17万人とする将来人口想定は妥当である。
都市形成の基本方向	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農村施設のストック活用などにより、農村地域への定住・移住・二地域居住について積極的に取り組むべき。 ・農村部の活性化をはかるため、農村の生活環境整備や田園住宅、借上住宅の整備が必要である。
政策・施策評価	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指標に姿勢が表れることから、より良い成果指標がないか検討すべき。 ・評価には客観性が必要であり、外部評価を導入すべき。市政全体に影響を与える事業については、事前評価、中間評価、市民意向調査を行うべき。 ・指標に対する評価と市民の実感とが常に対比され、市民の実感と評価の乖離がないようにすべき。 ・外部評価システムで客観的に見て妥当性のある評価を行い、政策・施策評価を推進計画に反映すべき。
構想推進プロジェクト	
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト組織の目的と権限を明らかにし、恒常的な組織とする必要がある。
地区・住区の考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が、自らの意思と責任において、自らの力で地域づくりを進める地域分権の仕組みづくりが必要。そのための地域の課題や要望をくみ上げるシステムの構築が必要と考える。 ・日常生活圏に必要な施設や不足している施設が、1枚のマップで分かることが政策を考える上で必要である。
●基本構想 3まちづくりの基本方向 (2) まちづくりの目標	
●基本計画 第2部 各論編	
① 安全に暮らせるまち（基本構想3、(2)）、I 安全に暮らせるまち（基本計画）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して、安全だけでなく安心の観点も重要である。

項目	意見・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災と防犯だけでなく、災害時の安心を確保するため警察との連携による治安対策が必要である。
1-1-1	地域防災の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災では企業の役割が重要であり、連携会議などの開催により企業と防災組織を構築する必要がある。 ・寒冷地の特性を考慮し、厳寒期の避難所の体制づくりをすすめるべき。 ・小・中学校での防災教育をすすめるべき。 ・自主防災組織の育成にあたっては、実際の現場で実践的に活動できるように訓練することが重要である。 ・地域の防災体制を整えるためには、地域のリーダーとなる防災士の育成をすすめるべき。 ・町内会の担い手不足は深刻である。市職員、OBが町内会にかかわるべき。地域の人が活動しやすい環境づくりが必要である。 ・実感度「地震や水害など災害への備えが整っている」は、地震と水害それぞれの視点により感じ方は違うので工夫すべき。 ・地域自主防災は地域と行政との連携、協働が必要である。 ・民間住宅耐震化支援は利用促進に向け、さらにアプローチが必要。特定建築物の耐震化の対応も必要である。 ・河川の樋門の維持管理や橋梁の長寿命化に取り組むことが必要である。 ・耐震化率の目標値は、H27年終了の耐震改修促進計画が90%であるが、新総計では90%以上を目指すべき。 ・災害の観点だけでなく、耐用年数や更新時期を迎える建築物や社会基盤の長寿命化促進の観点が必要。 ・防災、耐震と併せて公共施設の安全という視点から成果指標を設定すべき。
1-1-2	消防・救急の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救急における寒冷地対策が必要である。 ・高齢者など要援護者への住宅用火災警報器の設置を推進すべき。 ・救急と医療の連携が必要である。 ・手当での知識・技術の普及が大切である。職員に対し応急手当の普及をすすめるべき。 ・救急体制において、ソフト面でメディカルコントロール（救急隊員の応急措置の質の向上）が必要である。 ・消防車両更新に一定の考え方を持つべき。 ・市民の生命と財産を守ることを明確にするため、消防力の量だけではなく質的向上の面での成果指標を設定すべき。
1-2-1	防犯の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯においては、暗がりや死角の解消が大切であるが、防犯灯が歩道に焦点が合っていない。
1-2-2	交通安全の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校付近での安全対策や取締りを強化すべき。 ・交通安全教室の参加率の成果指標は、高齢者や子供など対象者を特定した方が、進捗状況がわかりやすい。 ・交通事故を未然に防ぐため、危険な箇所、ゾーン、曜日、時間帯を予測した取組みを行うべき。
1-2-3	消費生活の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談については、高齢者の被害が多いので、出前相談など積極的に出向くことが必要である。 ・消費生活を守るため、警察との連携を検討すべき。
②	健康でやすらぐまち（基本構想3、(2)）、Ⅱ健康でやすらぐまち（基本計画）
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉分野においても、国の制度、情報を取って地域に合った施策を展開していくことが必要である。 ・共に支え合うという視点が大事である。 ・2世代、3世代居住に対する支援を考えることが安心して生活できる家庭環境づくりにつながる。
2-1-1	保健予防の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、サイバーテロ、感染症への対応マニュアルの作成や新型インフルエンザ等の危機管理体制を構築すべき。 ・毒性の強い感染症が発生した際の隔離場所が必要である。 ・人間ドックの復活や健康診査項目の追加など、予防の効果のある取組みをすすめるべき。 ・成果指標は特定検診、保健指導に関する指標など保健予防の柱になるものにすべき。 ・新型インフルエンザに関する迅速な情報提供を行う必要がある。

項目	意見・方向性
2-1-2 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題では、帯広市の医療施設数のデータを示しているが、二次医療圏で捉えるべき。 ・初期救急医療対応可能日数365日はすでに達成されており、成果指標にふさわしくない。安心して入院、通院できることを実感度にする必要がある。 ・地域医療の環境変化を踏まえた地域医療体制を整えることが必要である。 ・帯広・十勝の2次医療圏における公的医療機関の将来への位置付けを考えるべき。 ・医療全体のボリュームだけでなく質も大切であり、十勝全体での一定の水準を示し、施策に上げていくべき。
2-2-1 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康生活支援システムで担うこととなっていた市立病院に替わる施策がない。
2-2-2 高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特養待機者など施設サービスを必要としている人がおり、施設サービスに関する指標を設定すべきと考える。 ・実感度は、高齢者や家族が安心して人間らしい暮らしができるかを問うべき。
2-2-4 社会保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国保や介護保険など給付を抑制する方向に見える。施策内容、指標ともにセーフティネットとして機能させていく観点が必要である。 ・要介護認定者の割合は、制度変更との関係性を考えると指標としてなじまないのではないか。 ・福祉・医療分野への若者の参入は、人口・雇用対策にもつながり総合的な視点で取り組む必要がある。 ・セーフティネットが機能していない。新しい時代の社会保障制度であることを念頭に計画を策定すべき。 ・各社会保障制度についての課題やそれぞれの制度の方向性を周知し、安心させることも必要である。 ・10年間でどのような社会保障を提供するのか、これにより住民福祉の向上がどう図られるかを見せることが大事である。 ・「第1号被保険者に占める要介護1以上の認定者の割合」という成果指標は不適切である。
2-3-1 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化に対応するため、子育て支援に積極的に取り組むべき。 ・産むという視点を入れ、産み育て支援とすべき。 ・成果指標は、人口対策の観点から母子手帳の発行数や出生届なども考えられる。また、実感度は安心して産める環境が整っているかを問うべき。 ・子どもを産める環境をどうつくっていくかが大切である。 ・子どもたちの生きる力と生きる権利は表裏一体であり、子どもの権利条約を定め、教育と福祉をつなげることが必要である。 ・貧困、格差など子どもを取り巻く状況について分析などを行うことで施策も見えてくると考える。 ・子どもの貧困の視点が必要である。 ・成果指標として出生率の向上を設定すべき。 ・「地域で子育てを支える環境づくりをすすめる」とあるが、「帯広市全体で子育てを支える」とすべき。
③ 活力あふれるまち（基本構想3、(2)）、Ⅲ 活力あふれるまち（基本計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの目標は、市民にとってどうなのかという視点で書く必要があり、「域外から人が集まる」という記述は、豊かさが享受できるなどの表現に改めるべき。 ・地場産業の育成が重要であることを示すべき。 ・環境モデル都市として、農業と産業を環境に結びつけることが必要である。 ・環境問題に取り組んでいくという強い意思を示すべきである。 ・環境などの新産業分野や介護・福祉・医療分野などにおける新しい人材育成、雇用環境づくりを具体的にすすめる必要がある。 ・新産業の創出、活力とにぎわいのあるまちを強く前面に打ち出すことが重要である。 ・食・エネルギー・生活面で自立していく観点で計画を考えていくべき。 ・指標の目標値は基準年から横ばいでは、市民実感度も上がらないのではないか。

項目	意見・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・実態を調査を行い、意識改革など新しい時代に対応した、総体的な戦略を立てていく必要がある。
3-1-1 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝の農業は安心安全に力を入れているということを書き込んでいく必要がある。環境に配慮した農業の施策は、HACCP、クリーン農業、トレーサビリティなど全国の先導的な具体的取組をさらにすすめるべき。 ・食料自給率向上や食料供給体制構築は、地域農業者の生産活動だけで解決するものでない。農畜産物を生産するだけでは国家的な期待に応えることができず、農業の展望は開けない。新たな視点が必要である。 ・牛乳や乳製品などの地元でできる生産拡大や新たな備蓄の方法など、新たな発想も加えながら、食料主権、自給率向上への対応が必要である。 ・農業者のやる気を起こし、技術力の高い人にメリットがあるような農政を進める必要がある。 ・農地や水がなければ農作物はできない。生産基盤の整備、かんがい排水計画を進めるべき。 ・高齢化により農家戸数、従事者は、10年後も現状とはならず、必然的に新しい状況として、企業参入もありうるのではないか。 ・農業者だけでなく市民も一緒になって、将来に向けて、農業を守り、高める体制をつくっていく必要がある。 ・農業は価格保証、担い手育成、食料主権、安全安心と地産地消の4つの角度から施策を展開することにより、自給率、産出額が高まると考える。 ・担い手育成の観点から成果指標として農家戸数を設定すべき。 ・農林業の振興には、生産、加工、流通、地産地消、食育、ブランド化までひとつにまとめられているが、区分して整理する必要がある。
3-1-2 工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優位性をどこまで高められるか、成果としてどうしていくかという観点で、高付加価値化を図るためのものづくり産業の振興が必要である。 ・太陽光やバイオマス資源のビジネス化をはかるべき。 ・工業振興と産業間連携に、エネルギーの自立という観点からの書き込みが必要である。
3-1-3 商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化を踏まえ、市街地に住む人が買い物難民にならないよう、商業施設の配置・誘導が必要である。
3-1-4 中小企業の基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口が減るという前提で指標も考える必要がある。1法人あたりの法人市民税額の指標の目標値は適切か。 ・建設業の市内総生産、雇用者所得が大きく低下するなどの状況変化の中で、産業構造の転換が大事である。 ・地元中小企業に対しても企業誘致促進策と同程度の支援策があるべき。 ・振興会議については、提言を積極的に取り上げて具現化していかなければ機能しない。 ・成果指標として「1法人当たりの法人市民税の賦課金額」は不適当である。産業振興ビジョンがどう機能して中小企業の基盤を強化していくかという観点から成果指標を設定すべき。
3-1-5 産業間連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源、特性を活かした産業振興を視野に入れる必要がある。小麦の製粉工場を地元につくることにより、新たな産業にすることができる。 ・産学官連携、農商工連携を促進する上でのハブ機構をどこに求めるか、核の部分位置付けるべき。
3-1-6 雇用環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用環境の充実をはかるためには、先見性、実効性、確実性のある政策が求められる。 ・環境産業など新産業分野における人材育成・確保は、今後ますます重要となる。新産業分野の雇用環境の充実をはかるべきである。 ・介護・福祉・医療は、働く場であり、一つの産業として生き生きと働ける環境づくりを観点として持つべき。 ・男女共同参画社会の視点で、どのような雇用・労働環境を目標とするか、意識することが必要である。 ・非正規から正規に雇用形態が移行することに対する支援が必要。非正規問題の一つの対策として季節労働者問題を位置付けるべき。 ・高齢者が生き生きとして暮らすためには、就業機会を確保・拡充していくことが大事である。

項目	意見・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・低賃金がさまざまな分野に影響を与えており、セーフティネットとともに安心できる労働条件の実現を目指すべき。 ・成果指標として正規雇用率を設定すべき。
3-2-1	中心市街地の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の利用など、コンパクトシティと環境モデル都市の関連を位置付けるべき。 ・国の合同庁舎を含めた土地利用の促進に積極的に取り組んでいくことを示すべき。
3-2-2	観光の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・流行に左右されることのない一次産業に立脚した滞在型・体験型観光の考え方を持つべき。 ・現状と課題の記述内容を十分に検討すべき。
④	自然と共生するまち（基本構想3、(2)）、IV 自然と共生するまち（基本計画）
4-1-1	地球環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・市独自の地球温暖化防止対策条例の制定が必要である。 ・キャスビー（CASBEE 建築環境総合性能評価システム）を活用するなど、建築物の環境負荷に関する記述が必要である。 ・温暖化防止対策の実効性を確保するためには、民間との連携が重要である。 ・環境モデル都市として、低炭素社会における日本のモデルとなるような世界に発信する環境政策に取り組むことが、農業地帯である十勝・帯広にとって重要である。 ・環境学習の推進にあたっては、市民への環境情報の提供は重要である。 ・地域エネルギーの地産地消は国と連携しながらすすめる必要がある。 ・CO2排出抑制やごみ減量化の取り組みによって、どれだけの成果があったのか、市民に情報提供をすすめるべき。 ・環境モデル都市としての取り組みが、さらに重要となってくる。具体的な視点に立って自然と共生するまちとして、新たな方向性を示すべき。 ・市が率先して取り組む環境保全やごみ減量化を市民にPRすべきであり、そのことが市民の協力を得る大きな力となる。 ・市が行う公共事業などの実施において、環境保全の考え方を持つことが必要である。 ・エネルギーについても可能な限り自立するまちをめざすことを示し、エネルギーの自立を意識した柱立てや表現をすべき。 ・寒冷地では暖房に係る化石燃料の削減が重要であり、ゼロエネルギー住宅の取り組みをすすめるべき。 ・CO2の削減目標は市民一人当たりで示した方が、市民にとって分かりやすく、共通の目標として取り組めると考える。 ・国が示した施策に乗っているから、自信を持ってエネルギーの自立を言えない。市独自の環境施策を示すべき。 ・環境モデル都市だから取り組むということだけでなく、帯広の森づくりなど元々持っているものを大事にすべき。 ・十勝のエネルギーの自立ということを帯広の独自色として出していく必要がある。 ・環境基本計画、省エネビジョン、新エネビジョン、モデル都市アクションプランなど各計画の削減目標の考え方の統一が必要である。 ・市民の生活が変わらないと環境対策はできない。市民エネルギー基金の創設など市民が環境に対する関心と転換を始めていく足がかりを作っていくことが大切である。 ・運輸部門の二酸化炭素排出量を削減するための具体的対策が必要である。 ・成果指標に、自然エネルギーの自給率、あるいは転換率を設定すべき。 ・環境は公益の財産であるという視点が、地球環境を守るまちづくり、うるおいのあるまちづくりにつながっていく。
4-1-2	廃棄物の資源化と適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・大量生産・大量消費の構造が変わらないまま、リサイクルは進んだが、大量廃棄という根本の問題を考える必要がある。3Rの一番目はリデュースである。拡大生産者責任、ゼロウエスト（ごみを出さない）の取り組みなど、新たな方向性を示す必要がある。
4-2-1	公園・緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公園で事故が起きないように、ハード・ソフト両面から安全対策をすすめるべき。 ・住宅地と調和し、一体化した河川整備を進め、水に親しめる空間づくりが必要である。
4-2-2	水道水の安定供給

項目	意見・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・水の安全保障、国際貢献・協力についての記載が必要である。 ・地下水利用の適正化に向けた取り組みが必要である。 ・都市部と農村部の水道の一元化を進めるべき。 ・地下水公有論も一つの考え方として今後重要な課題となってくる。
4-2-3	下水道の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水整備率の目標値が10年間で41.5→45.6%は低く過ぎないか。雨水整備をさらにすすめる必要がある。 ・整備率の低い雨水整備や下水管路の点検・補修をすすめる必要がある。
⑤	快適で住みよいまち（基本構想3、(2)）、V 快適で住みよいまち（基本計画）
5-1-1	住環境の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・民間で共同型住宅、多世代共同型住宅、コレクティブハウジングなどの取り組みに対して支援していく必要がある。また、民間のストック活用が必要である。 ・未利用地の整備促進では、太陽光の活用など市の施策に適合する事業者への支援を積極的に進める必要がある。 ・快適なまちづくりのためには、生活利便施設の位置づけを明示すべき。 ・人口対策とリンクした住環境の充実は不可欠であり、人口対策に主眼を置く必要がある。持ち家比率の推移を定住化の成果指標として設定すべき。 ・総合計画の中で、人口対策が10年間で極めて重要な課題であることを意識させることが必要である。 ・経済状態がよくなり、人口も右肩下がりの中で、市民は負担を伴う施策についてこれないのではないか。 ・公的借家に入居できない人たちへの具体的な取り組みが必要である。 ・定住促進については、社会動態の減少をくい止める戦略的な発想が必要になってくる。帯広に家を建てたくなる条件整備が重要であり、新婚世帯用の住宅の紹介や、住みやすいような支援、子育て世帯への支援が必要である。 ・定住の定着を示す成果指標を取り入れるべき。 ・高齢化対応の市営住宅という点で指標項目はこれでよいのか。高齢化社会の中で必要性和提供するサービスについて精査する必要がある。 ・社会動態の減少に一定の歯止めをかけ、あるいは増加施策を打ちながら、10年間で自然動態も増加傾向に導く考え方が必要である。
5-1-2	魅力ある景観の形成
	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、景観条例の制定を考えるべき。市民と行政が一緒になって魅力ある景観づくりに取り組む必要がある。 ・中心市街地はまちの顔であり、看板、広告については、一定のルール化が必要である。 ・帯広の特徴や個性を活かしてアイデアを出しながら景観づくりをすすめる必要がある。
5-1-3	墓地・火葬場の整備運営
	<ul style="list-style-type: none"> ・合葬墓など、墓地への市民ニーズの変化への対応が必要である。 ・墓地には、公園的な機能をもたせるなど、いろいろなバリエーションがあるべき。 ・火葬場は、今後想定され得る大規模改修、改築計画も含めて示す必要がある。
5-2-1	道路網の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網の整備については、冬でも歩道が利用できるよう配慮すべき。 ・都市計画道路の見直しについては、方向性を示すべき。 ・歩道の整備や特殊舗装道路の路盤の入れ替えなどの整備をすすめる必要がある。具体的に整備目標を示すことが必要である。
5-2-2	総合的な交通体系の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・モビリティマネジメントの考え方を6期総にも取り入れるべき。 ・将来に向けてライトレールの考え方を検討すべき。 ・高齢社会、コンパクトシティの考え方から、様々な連携をしながら、バス交通に力を入れていくべき。帯広の森運動施設区のこどもの利活用の面でも必要である。 ・新幹線の整備については、札幌だけが経済波及効果を受取るものでなく、北海道全体として対応すべき。

項目	意見・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・バス交通の指標が基準年と目標年が同一となっているが、民間事業者と連携し利用増を図ることが必要である。 ・高齢社会の中で公共交通の利便性向上をはかる必要がある。 ・総合交通体系の実感度の調査項目は、空港、バス、高速道路を分けて質問する必要がある。 ・新幹線の検討は、財源を含めて可能なかどうか、よく考えなければならない。 ・総合交通体系については、道路、空港、港、鉄道と単品で対応するのではなく、総合的な戦略をもって進めていく必要がある。
5-2-3	<p>地域情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化は市民生活や産業振興に不可欠な社会基盤である。現在高速化されていないところは、6期総で早急に取り組むべき。 ・地域情報化の推進においては、学校、農村における整備の促進とともに、防災・防犯の情報提供も必要である。 ・地域情報化には二面性がある。情報弱者に対する対策を記述すべき。電子情報ばかりでなく、従来ベースの情報伝達も必要である。 ・地域情報化は、高齢社会を踏まえ、情報弱者の利便性向上をはかる視点が必要である。 ・基盤整備や民間との協力による促進だけでなく、市が具体的に何をするのか示す必要がある。
⑥	生涯にわたる学びのまち（基本構想3、(2)）、Ⅵ 生涯にわたる学びのまち（基本計画）
6-1-1	<p>学校教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育と家庭、地域の連携のため、PTCAへの流れを促進する必要がある。 ・人間性豊かな教師の育成が重要であり、教師の指導力の充実が必要である。 ・自ら学び、考え、行動できる力、すなわち批判的判断力、創造的思考力を育む教育が大切。 ・通常の学習だけでなく、実社会、まちづくりに関わっていくことも重要である。 ・帯広十勝の素晴らしい環境を活かした特色ある教育が必要である。 ・小中学生に対して、総計やまちづくりについて冊子にして配るなど、帯広の将来を一緒に考えるよう促すことも必要である。 ・コンピュータを扱う教室の確保に苦労している学校もある。余裕教室の活用などによる環境整備を図るべき。ネットいじめへの対応など、コンピュータのソフト面での教育が必要である。 ・学校図書館どうしの機能分担と連携、市図書館との連携が必要。図書の冊数確保、司書配置により子どもたちに本との関わりを持たせるべき。 ・学校図書館の成果指標は、国の整備計画に基づく図書の整備冊数で表すべき。
6-1-2	<p>教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育をすすめる上では、家庭との連携が重要である。このことを具体的に表現していくべき。 ・学校施設の整備は、グリーンハウジングの考え方ですすめるべき。 ・校舎耐震化において、国の有利な制度を活用すべき。そのための計画の貼り付けが大事である。 ・設備の耐用年数は短く、建物と設備の耐用年数の違いをカバーしないと長寿命化計画は成り立たない。トイレの整備は10年間の計画の中で進めるべき。 ・体育館はトイレが洋式になっていないなど、避難所としての機能を持っていない。耐震化、改築にあわせ対応していくべき。
6-1-3	<p>高等学校教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間口削減の大きな流れの中で帯広の子どもが市内の学校に通えるようにすべきであり、間口削減の具体的対策を取るべき。南商で何らかのメリットを与えられないか考えるべき。 ・南商が短大、大学に発展することもあってもよい。南商の将来展望、市立高校としての戦略が必要である。
6-1-4	<p>高等教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学が学生集めに苦労している状況をチャンスと捉え、学生が夏だけ帯広に来る二地域大学などを考えるべき。 ・農学部、体育大学、寒冷地スポーツ学科、海外観光客向けの語学大学、国立医科大学なども考えられる。 ・各大学の優位な点を組み合わせ、大学間の連携により、研究機関や教育機関をつくっていくのが今のニーズに応えることになる。通信制大学のサテライト機能なども含め、大学誘致の選択肢を幅広く持ち、高等教育に対するトータルな考え方をもち取り組むべき。 ・エネルギーの自立といった観点から、エネルギー分野を研究する大学を目指すことを検討すべき。 ・専門的な組織をつくり、新たな大学の具現化に向けて実現方法を模索すべき。

項目	意見・方向性
6-2-1	学習活動の推進 ・社会教育施設の共同事業の実施など、施設の連携は良いことであり期待したい。
6-2-2	芸術・文化の振興 ・地元の作家の芸術作品等をより多くの人に見てもらえるよう、推進計画の中でこうした視点を取り入れるべき。 ・芸術・文化活動は様々なバリエーションがあっても良い。HPを一つの発表の場として活用することも新しい芸術・文化の形ではないか。
6-2-3	スポーツの振興 ・総合体育館の場所問題は早期に議論が必要である。 ・スポーツ施設が充実する一方、年少人口は減少している。今後は、誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進め、裾野を広げていく必要がある。 ・誰もが取り組める帯広独自の手軽なスポーツを今後さらにすすめていくべき。 ・総合体育館の整備は、まちの活性化も考え、市民に情報提供しながら早期に実現すべき。
⑦	思いやりとふれあいのまち（基本構想3、②）、Ⅶ 思いやりとふれあいのまち（基本計画） ・互いの尊重、思いやり、ふれあいのあるまちを創るためには、大きな観点が必要。思いやりとふれあいのまちは、6つの施策で完結するものではない。絡み合った縦糸と横糸を整理し、調整機能を働かせ、総合的に進めることが重要である。
7-1-1	人権尊重と平和な社会の形成 ・平和に対する意識の向上について、子どもの頃からの実感する教育が必要である。 ・平和教育は子どもたちが実感できるような取り組みが必要である。 ・平和市長会議が掲げた2020年までに核兵器廃絶するという大きな目標に向けて、今できることを実施していくことが大事である。核兵器のない国際社会の実現を強く打ち出すべき。 ・世界に貢献するためには、環境、農業、平和など地域の考えや取組みを対外的に発信することや、世界との比較でどの位置にあるのか、市民に分かりやすく示す必要がある。 ・なぜ虐待や暴力など人権を奪うような事件が多発しているのかということをもっと深めていくべき。誰もが自己肯定感を持てるような社会に向けて、思いやりのまちの視点から補強が必要である。
7-1-2	男女共同参画社会の推進 ・少子高齢化による労働力人口減少の中で、今後期待される労働力として有配偶女性が注目されてくる。仕事と生活が調和できる働き方の定着が課題になる。 ・男女共同参画については、一分野に留まるものでない。一本串が通るような形が本来あるべきものであり、男女共同参画の条例化など、具体的に進めていくことが必要である。 ・社会を構成している男女の違い、これまでの歴史の中で染み付いたものを改善していくためには時間と努力がいる。
7-1-3	ユニバーサルデザインの推進 ・心のユニバーサルデザインが必要である。年齢の違い、障害のあるなし、所得などの部分でのユニバーサルデザインによるまちづくりということがなければ、ハードの面だけでは不十分である。 ・借家に住む方々に対して、どういう形でユニバーサルデザインを生活に組み込んでいくかを政策化する必要がある。
7-1-4	アイヌの人たちの誇りの尊重 ・先住民族であるアイヌの人たちの誇りの尊重をしっかりと見据える必要がある。
7-2-1	地域コミュニティの形成 ・「地域が課題解決に向けて主体的に考え、取り組みをすすめる新たな仕組みづくりを検討します」ではなく、これまでの課題を考えると「立上げて進めていく」とすべき。コミュニティ再生は、課題を与えることで弱かった部分を盛り返す力がでてくる。 ・コミュニティの役割と再生については、「思いやりとふれあいのまち」と「自立と協働のまち」の両方にかかわってくるものであり、計画の中でどう扱うか考える必要がある。 ・地域において、市職員とそのOBには、行政の普及、広報広聴のなど多様な役割と責務が大きくなっていくことを示す必要がある。

項目	意見・方向性
7-2-2	国内・国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・東京帯広会や関西帯広会は、地域間交流だけでなく、移住、企業誘致、物産などの面での期待度が今後、大きくなっていくので、項目を設けるべきである。
⑧	自立と協働のまち（基本構想3、(2)）、Ⅷ 自立と協働のまち（基本計画）
8-1-1	市民協働のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働を進めるにあたっては、市民への押し付けにならないよう配慮する必要がある。 ・市民への情報の提供については、正確で丁寧に行うことが必要である。インターネットをしない人に配慮し、HP以外の広報、マスコミを使った提供も必要である。 ・国と地方の役割の中で、自治体が財政・仕事の分権を進め、地域が一緒になって協働していくことがないと市民もついてこないと考える。 ・協働のまちづくりをすすめる前提となる、まちづくり基本条例の規範を前面に出す必要がある。 ・市長の公務日誌の公開、庁議録、庁議の資料、市長への手紙の公開など、情報の積極的な公開と市民からの指摘を共有することが、市民参加につながる。
8-1-2	自治体経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画を進めていくために、各部門で条例を策定し推進していくことが必要である。 ・民間活力を活用した行革を具体的にどうすすめていくかが重要であり、また、指標の設定も必要である。 ・地方交付税の減少と財政運営の一層の健全化はイコールで扱うのではなく、三位一体の改革や事業規模の減少による交付税の影響など丁寧な記述が必要である。成果指標は、実質債務残高比率や実質的将来債務負担額比率も含めて考えるべき。
8-1-3	広域行政の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広域行政の推進の上では、十勝全体を見据えたグランドデザインがベースとなる。定住自立圏の取り組みをすすめる必要がある。 ・広域行政の推進の中に、産業連携による新たな産業創造、医療機関との連携、医師不足、看護師不足への対応について具体的な書き込みをすべき。また、「産業連携による新たな産業起こしの取り組みを推進する」という具体的な記述も必要と考える。 ・広域的な連携は重要であり、強調すべきである。
8-2-1	行政サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人一人が市民協働の意識を持つことが必要である。 ・市役所、道、教員などのOBがこれまで培ったノウハウをまちづくりに活かすNPO組織など協働の受け皿づくりが必要と考える。市職員は市民として一生まちづくりに参加するという意識が大事である。 ・行政におけるサービスの質の向上は具体的な意味がわかりにくい。
8-2-2	適切な行政事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> ・法令順守の立場から、「適正な行政事務」とすべき。
●その他	
主な想定事業・概算所要資金量等	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年の地方分権一括法で緩和された課税自主権について、新総合計画で考えていく必要がある。 ・地域の産業振興策が雇用、税収につながっていく。地域内経済循環の現状把握、分析などの研究をする必要がある。 ・公債費などの義務的経費の見直しについて、大枠を示し市民理解を得る必要がある。 ・将来負担を踏まえ、人口の実態に即した財政収支に基づき計画を推進していくことが必要である。 ・人口想定に沿った収入見直しを立て、事業の推進は柔軟性を持ち、分野調整できるようにする必要がある。 ・義務的経費が増加する中で、独自性を出すための財政確保が必要である。 ・事業が、福祉や地域経済の仕事起こしに関し、どう影響するのか、クロスの示すことも必要である。 	